

## <参考>

Drinking water health advisory program (USEPA) 1978~

- 水質基準とは別に、一時的な飲料水汚染や法的に規制されていない汚染物質による飲料水汚染の際に必要な情報や指針を提供
- 飲料水中に存在する、あるいは存在することが当然予想され、かつ、曝露によりヒトに有害な健康影響をもたらす可能性がある物質(約200物質)の毒性情報、勧告値、分析法、処理技術など

HA 値と発がん指標値(法的強制力なし)

	曝露期間	対象集団	割当率	根拠データ
One-day HA	~5 日間	小児	100%	7 日以内の曝露による非発がん影響
Terday HA	~14 日間	小児	100%	7~30 日間曝露による非発がん影響
Longer-term HA	約 7 年間	小児	100%	亜急性曝露(90 日から 1 年間)による (生後 10%)
Lifetime HA	生後	大人	20%	慢性/重複性曝露による非発がん影響
Cancer Risk Level		大人	100%	発がん影響
( $10^3 \cdot 10^4$ )				*小児: 体重 10 kg, 飲水量 1L/day; 大人: 体重 70 kg, 飲水量 2L/day

<http://water.epa.gov/drink/standards/hascience.cfm>

## 4 金属の分類

金属不純物は、リスクアセスメントの際の判断を容易にするようにカテゴリに分類されている。毒性学的には、クラス1と2に本質的な違いはない。存在様式や不純物としての混入経路の可能性から曝露リスクが変わるので、リスク管理を区別するために分類されている。

- クラス1:** 意図的な混入はないが、環境汚染物質としてあらゆる経路から曝露されうる毒性の高い金属不純物(As, Cd, Hg, Pb)  
→混入する可能性のある起源すべてを対象とした評価が必要。
- クラス2:** 製造過程や原材料中に不純物として認められることは稀であり、意図的に添加しない限り、製剤中に混在する可能性は低いが、  
クラス2A: 相対天然存在比が高いため、混入の可能性のある起源及び投与経路にわたって評価が必要  
クラス2B: 意図的に添加した場合にのみ、混入の可能性のある起源を対象とした評価が必要
- クラス3:** 経口製剤では毒性が低いが、他の投与経路ではリスクアセスメントが必要である。
- クラス4:** 低毒性及び/又は各種の規制のために、PDE値は設定されなかった。  
B, Fe, Zn, K, Ca, Na, Mn, Mg, W, Al

Chemicals	CASRN Number	Standards			Status	Health Advisories						Cancer Descriptor		
		Status Reg.	MCLG (mg/L)	MCL (mg/L)		10-kg Child		100-kg Adult		DWEL (mg/kg-day)	Lifetime (mg/L)	max. of 10 <sup>6</sup> Cancer Risk		
						One-day (mg/L)	Ter-day (mg/L)	RID (mg/kg-day)	One-day (mg/L)					
Antimony	7646-11-7	-	-	-	D <sup>92</sup>	0.01	0.01	0.0004	0.01	0.006	-	D		
Arsenic	7440-36-0	F	0.006	0.006	F <sup>92</sup>	-	-	0.0003	0.01	0.005	-	A		
Asbestos (fibre >10 <sup>6</sup> m length)	132-21-4	F	7.1MFL <sup>2</sup>	7.1MFL	-	-	-	-	-	700-MFL	-	A'		
Boron	5441-40-7	F	2	2	D <sup>92</sup>	0.7	0.7	0.2	-	-	-	N		
Brayton	5441-40-7	-	0.004	0.004	F <sup>92</sup>	30	30	0.002	0.07	-	-	-		
Bromo	7400-42-8	-	-	-	F <sup>98</sup>	3	3	0.2	7	5	-	I		
Bromate	1003-31-0	F	zero	0.01	D <sup>92</sup>	-	-	0.0005	0.1	0.005	-	B2		
Cadmium <sup>2+</sup>	10129-00-3	F	4 <sup>2</sup>	4 <sup>2</sup>	D <sup>95</sup>	-	-	0.1	3.5	1.0	-	-		
Cadmium	1005-44-9	F	0.5 <sup>2</sup>	0.5 <sup>2</sup>	D <sup>91</sup>	1	1	0.1	5	4	-	D		
Cadmium dioxide	1005-04-4	-	0.5 <sup>2</sup>	0.5 <sup>2</sup>	D <sup>98</sup>	0.8	0.8	0.05	1	0.8	-	D		
Chlorine	7782-50-5	F	0.5	1	D <sup>98</sup>	0.8	0.8	0.05	1	0.8	-	D		
Chromium (total)	7440-17-7	F	0.1	0.1	F <sup>97</sup>	1	1	0.002	0.1	-	-	-		
Copper (in tap)	7420-99-8	F	0.2	0.2	D <sup>92</sup>	-	-	-	-	-	-	I		
Cyanide	143-13-9	F	0.2	0.2	F <sup>97</sup>	0.2	0.2	0.00005 <sup>2</sup>	-	-	-	I		
Fluoride	7634-44-4	F	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-		
Lead (in tap)	74369-02-1	F	zero	71 <sup>2</sup>	-	-	-	-	-	-	-	S2		
Manganese	7430-06-5	-	-	-	F <sup>91</sup>	1	1	0.14 <sup>2</sup>	1.6	0.3	-	D		
Methylmercury	7439-99-7	-	0.002	0.002	F <sup>92</sup>	0.0003	0.0002	0.002	0.002	0.002	-	D		
Molybdenum	7440-02-0	F	-	-	D <sup>93</sup>	0.09	0.08	0.005	0.2	0.04	-	D		
Nickel	7440-02-0	F	-	-	F <sup>95</sup>	1	1	0.02	0.7	0.1	-	-		

<http://water.epa.gov/advice/drinking/upload/dwstandards2012.pdf>

\* 小児: 体重 10 kg, 飲水量 1L/day, 大人: 体重 70 kg, 飲水量 2L/day

\* HA の算出方法

HA (mg/L)= NOAEL/LOAEL (mg/kg/day) × (体重 (kg))  
= 不確実係数 × 飲水量 (L/day) × 判定率 (%)

・ 不確実係数: 種差 (10), 倍差 (10), LOAEL (10), 噴霧期間 (10)

・ データが不十分な場合は、追加の UF を適用するのではなく、長い暴露に関する HA (Ter-day HA もしくは Longer-term HA) を代わりに用いている。

## 付録2 金属不純物のPDE値

金属	PDE(μg/day)			金属	PDE(μg/day)		
	経口製剤	注射剤	吸入剤		経口製剤	注射剤	吸入剤
As	15	15	1.9	Rh <sup>21</sup>	1000	10	1.4
Cd	5.0	6.0	3.4	Ru <sup>21</sup>	1000	10	1.4
Hg	40	4.0	1.2	Tl	8.0	8.0	69
Pb	5.0	5.0	5.0	Ba	13000	1300	340
Co	50	5.0	2.9	Cr	11000	1100	2.9
Mo	180	180	7.6	Cu	1300	130	13
Se	170	85	140	Li	780	390	25
V	120	12	1.2	Ni	600	60	6.0
Ag	170	35	6.9	Sb	1200	600	22
Au	130	130	1.3	Sn	6400	640	64
Ir <sup>21</sup>	1000	10	1.4	Cl: 以下の3物質はStep2合意直前にClass4に移動			
Os <sup>21</sup>	1000	10	1.4	W: 2	8400	4200	3400
Pd	100	10	1.0	Al: 3	50000	-	3400
Pt	1000	10	1.4	B: 3	9600	9600	1400

<sup>1</sup>表中のPDE値は、有効数字2桁に丸められている(μg/g)。

<sup>2</sup>適切なPDE値を設定するには十分なデータが無いため、白金のPDE値に基づいて設定した。

## 医薬品・治療薬の有効性及び安全性に係わる製造・品質管理・評価技術に関する研究

米国におけるリスクベースな変更管理制度への移行

国立医薬品食品衛生研究所 奥田晴宏（分担研究者）  
医薬品医療機器総合機構 安藤 剛（研究協力者）

## 品質保証システムの国内外の状況-1

- Q8-Q11ガイドラインの完成: リスクベースな医薬品開発・製造管理の推進
  - 米国と欧州によるQbD parallel review programme (日本もオブザーバとして参加)
  - リスクベースな概念を取り入れた品質ガイドラインの作成: Q3D(金属不純物)およびM7(DNA反応性不純物)
  - 米国における後発品に関するQuestion based review (QbR)の推奨: The QbR will transform the CMC review into a modern, science and risk-based pharmaceutical quality assessment that incorporates

## 品質保証システムの国内外の状況-2

- GMPの国際協調
  - PICS (Pharmaceutical Inspection convention and Pharmaceutical Inspection Co-operation scheme) 加盟申請 (2012):
    - 査察当局間の非公式(法的効力なし)な協力の枠組み
    - EUを中心に、米国FDAも含め、全世界約40か国が加盟。PIC/Sが世界標準となりつつある
  - 国際基準に合ったGMP査察および品質管理に移行→リスクベースな取り組みが必要

## PICS加盟申請を通じて認識された日本の課題

- バリデーション基準の全面改訂
- 年次レビュー(製品品質の照査)の導入
- 経時安定性(オングーゴーイングでの安定性モニタリング)
- 参考品(製品だけでなく原材料も保管)
- 原材料メーカー(サプライヤー)の管理
- リスクマネージメントの概念の取り込み

## 課題

- ライフサイクルを通した科学的・合理的な品質管理
- 新しい科学技術の積極的な採用
- 製造企業の品質システムの役割を重視
- 柔軟かつ国際的に整合性のある市販後の変更管理システムの構築

## Goals and Objectives

- 日・米・欧におけるCMCに関する変更管理体制を比較検討し、合理的な変更管理体制の構築を目指す
  - 2010年にFDAは、年次報告対象となる変更管理のリストを公表
  - 本研究では年次報告対象の変更の内容を明らかにし、わが国における影響を考察することを目的とした。

## 各極の変更管理区分

変更リスク	日本	米国	EU
大	一部変更承認申請	Major Change (Prior approval supplement)	Type II variation Application for approval of variation
中	軽微変更届出 出荷後30日内の軽微変更届出	Moderate change (Supplement-changes being effected) 1) Supplement-changes being effected (CBE) in 30 days  2) Supplement-changes being effected (CBE)	Type II variation waiting period of 30 days before implementing the change  Type IA variation notified immediately
小～なし		Minor Changes (Annual report)	Type IA variation submitted by the marketing authorisation holder (MAH) within 12 months after implementation

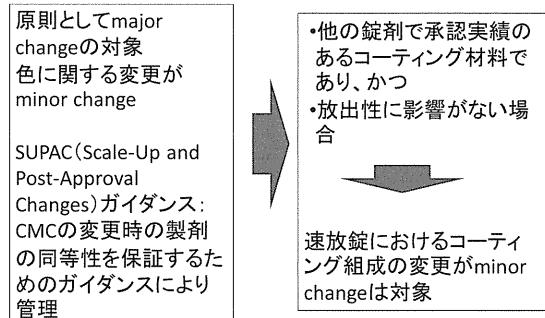
## ライフサイクルマネジメントの際に考慮すべき規制のフレームワーク

	日本	米国	EU
変更管理の分類	改正薬事法に基づく医薬品等の製造販売承認申請書記載事項に関する指針について(Feb. 2005)	Guidance for Industry Changes to an Approved NDA or ANDA (April 2004) CMC Postapproval Manufacturing Changes Reportable in Annual Reports (June, 2010)	Guideline on the details of the various categories of variations to the terms of marketing authorisations for medicinal products for human use and veterinary medicinal products (2010)
変更管理プロトコール	Guidance for Industry Comparability Protocols -Chemistry, Manufacturing, and Controls Information (Feb. 2003)	Questions and answers on post approval change management protocols (March, 2010)	

## 分析手順の変更

- 既承認の分析手順と同等以上の保証がある場合においても、製剤の構成成分、最終中間体以降の中間製品、最終中間体以降で導入される出発物質に対する分析手順の変更は moderate change
  - 原薬製造で用いられる原材料や最終中間体以前に導入される出発物質に用いられる試験の手順の変更などのみが minor change
- 
- 変更後の方法が既承認の方法と基本的な試験方法論に変更がない
  - 既承認の分析手順と同等以上であることが保証
- ↓
- 分析方法の手順の変更は minor change

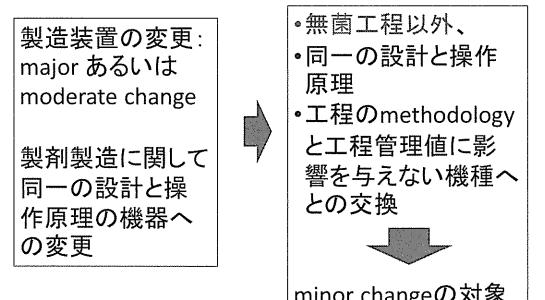
## 成分・分量－1



## 成分・分量－2

- 製造中のロスを補償するために行われる過量仕込みの中止および減少。注: 保存中の力価のロスに対しては過量仕込みを適用しないこと。
- 製剤機能に最小限の影響しか及ぼさない添加物に関する新たな供給業者の追加であつて、受け入れ基準に変更がない場合

## 製造工程－1



## 製造工程－2

- ろ過工程のパラメータの変更(流量、圧力、時間、量、ただしフィルターの材質及び細孔のサイズは含まない)であって、現在のバリデートされているパラメータの範囲内であり、新パラメータに対する新たなバリデーション研究を実施することが適當ではないかもしれないもの
- 無菌製剤に関して、容器施栓系の調製について、適格であると認められた滅菌チャンバー(エチレンオキサイド、オートクレーブ)から他の同じ設計及び操作原理の他のチャンバーへの変更であって、新たなチャンバーと載荷形態(load configuration)がバリデートされており、以前にバリデートされたパラメータの範囲内で操作できるもの。バリデーションパラメータが変更になる場合は含まない。

## 製造工程－3

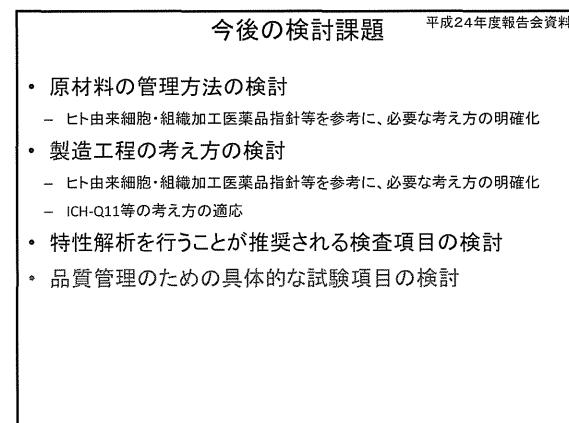
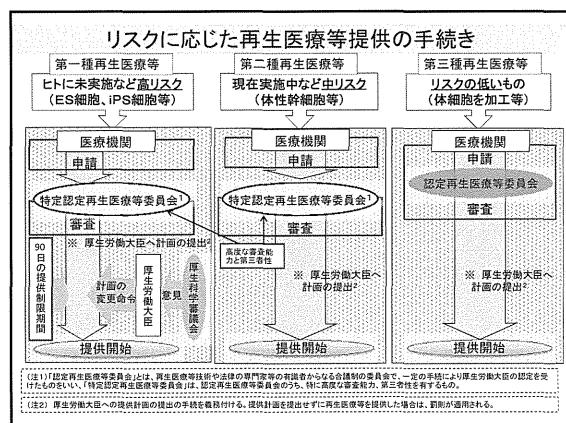
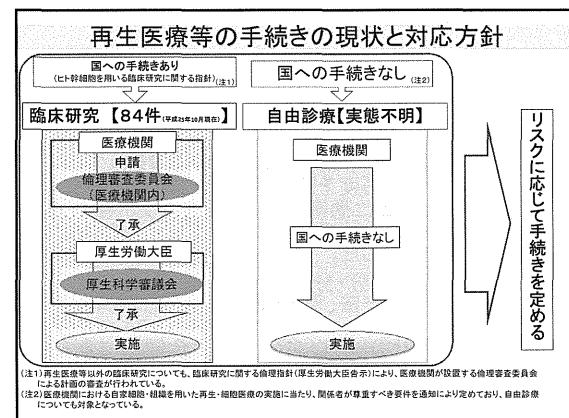
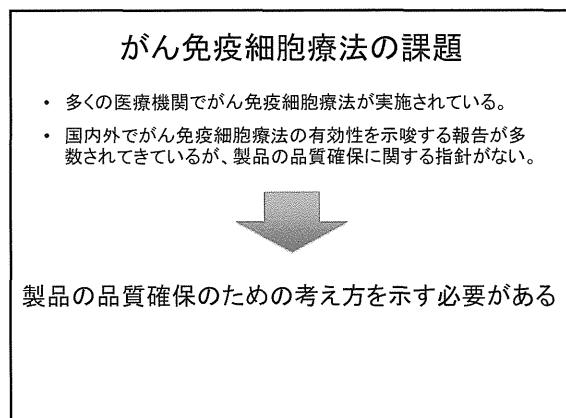
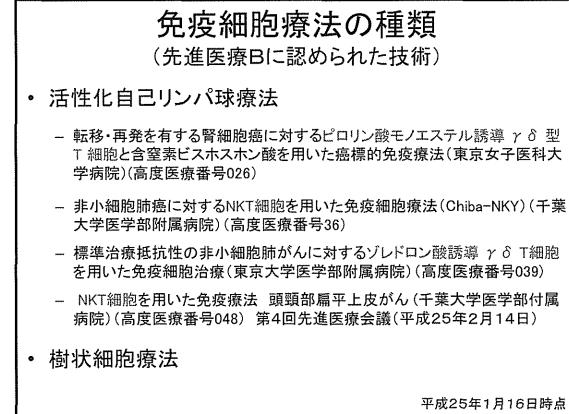
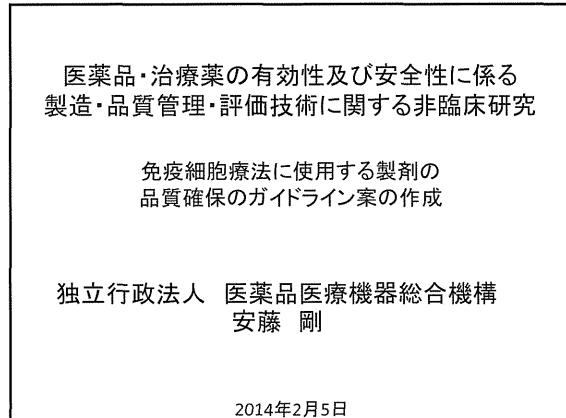
- 全バッチが既承認の工程管理値に適合し、次工程の重要な操作パラメータに影響を与えない場合の、バッチのプールまたは分割スケールの変更
- 以下の製造工程
  - 非無菌工程における凝集物除去のため篩工程の追加
  - 即放錠および液剤に対する混合時間の変更
  - 即放固体製剤の乾燥時間の変更

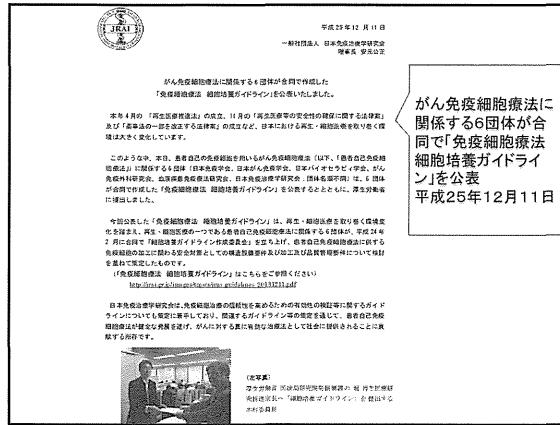
## まとめ-1

- 米国は、CMCに関する承認事項の変更をmajor change(事前審査), moderate change(届け出), minor change(年次報告)の3区分で管理している。FDAはこの制度をリスクベースな観点から見直し、製品品質に悪影響を与えるリスクが極めて低く、年次報告にすることが適當であるものをリストにして公表した。
- その対象は、成分・分量、製造場所、製造工程、規格及び試験方法、容器及び施栓系と2004年に発出された「Changes to an Approved NDA or ANDA」が取り扱ったCMCの変更の全領域に及んでいる。

## まとめ-2

- 成分・分量や製品規格試験に適用する試験方法の変更に関して、部分的ではあるが、柔軟な取組みを米国が認めたことは注目に値する。
- 我が国では、CTDにおけるCMCに関する記述内容がlegally boundとなる欧米の制度とは異なり、承認申請書記載事項が承認対象となるため、両者の間で承認事項に違いが存在することに留意する必要がある。





- 参考指針 平成23年度、平成24年度報告会資料**
- ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針(平成22年厚生労働省告示第380号)
  - 異種移植の実施に伴う公衆衛生上の感染症問題に関する指針(平成13年度厚生科学研究費厚生科学特別研究事業)
  - 「ヒト又は動物由来成分を原料として製造される医薬品等の品質及び安全性確保について」
    - 別添1:細胞・組織利用医薬品等の取扱い及び使用に関する基本的考え方
    - 別添2:自己由来細胞・組織加工医薬品等の品質及び安全性の確保に関する指針
      - ヒト(自己)由来細胞・組織加工医薬品等の品質及び安全性の確保に関する指針等
      - ヒト(同種)由来細胞・組織加工医薬品等の品質及び安全性の確保に関する指針等
  - Guideline on human cell-based medicinal products (EMEA/CHMP/410869/2006)
  - Potency testing of cell-based immunotherapy medicinal products for the treatment of cancer (EMEA/CHMP/BWP/271475/2006)
  - Guidance for Industry: Guidance for Human Somatic Cell Therapy and Gene Therapy March 1998
  - Guidance for FDA Reviewers and Sponsors: Content and Review of Chemistry, Manufacturing, and Control (CMC) Information for Human Somatic Cell Therapy Investigational New Drug Applications (INDs) April 2008
  - Guidance for Industry: Potency Tests for Cellular and Gene Therapy Products January 2011

**製品の特性解析**

**平成24年度報告**

1. 目的細胞の細胞数、回収率、生存率	細胞免疫療法 細胞培養ガイドライン
2. 確認試験 フローサイトメトリー 活性化マーカー 加工した細胞の特性解析 加工した細胞について、加工に伴う変化を調べるために、例えば、形態学的特徴、増殖特性、生化学的指標、免疫学的指標、特徴的産生物質、その他適切な遺伝型又は表現型の指標を解析するとともに、必要に応じて機能解析を行うこと。	1. 細胞数並びに生細胞数  2. 調製細胞の特性解析 目的外の細胞の混入を規定するための細胞純度をはじめとして、生細胞率、形態学的特徴、細胞増殖特性、生化学的指標、免疫学的指標、特徴的産生物質、核型、その他適切な遺伝型又は表現型の指標等
3. 細胞の純度試験 目的細胞の純度 (NK細胞、γδT細胞等) 目的外細胞の純度	3. 細胞の純度試験 目的細胞以外の純度

**製品の特性解析**

**平成24年度報告**

4. 細胞由来の目的外生理活性物質に関する試験 IL-4等の免疫抑制性サイトカインの検出	細胞免疫療法 細胞培養ガイドライン
5. 製造工程由来不純物質試験 原材料(培地成分など)を考慮して設定	4. 細胞由来の目的外生理活性物質に関する試験
6. 無菌試験及びマイコプラズマ否定試験	5. 調製プロセス由来不純物試験
7. エンドトキシン試験	6. 無菌試験及びマイコプラズマ否定試験
8. ワイルス試験 HIV及びHTLVは否定が必要	7. エンドトキシン試験
ヒト(自己)由来細胞・組織加工医薬品等の品質及び安全性の確保に関する指針及びA-B型肝炎(HBV)、C型肝炎(HCV)、トト免疫不全ウイルス(HIV)、成人T細胞白血病(HTLV)、ヘルペスウイルス19、エンドトキシン、マイコプラズマ、細胞・真菌・異常オリゴラ等 細胞・組織利用医薬品等の必要な感染性物質: サイトガロウイルス、EBウイルス、ラムジニア、淋菌、結核菌等	8. ワイルス等の試験

**製品の特性解析**

**平成24年度報告**

9. 効能試験 下記のうちいずれか又はその両方を実施 刺激活性化試験 活性化マーカー	細胞免疫療法 細胞培養ガイドライン
10. 力価試験 細胞から分泌される特定の生理活性物質の分泌が製品の効能又は効果の本質である場合は実施が必要	9. 効能試験  10. 細胞・組織由来の生理活性物質に関する考慮  細胞・組織から分泌される特定の生理活性物質の分泌が当該最終調製物の効能又は効果の本質である場合には、その目的としている必要な効果を発揮することを示すために、当該生理活性物質に関する検査項目及び規格を設定すること。遺伝子を導入した場合の発現産物又は細胞から分泌される目的的生成物等について、力価、産生量等の規格を設定すること。

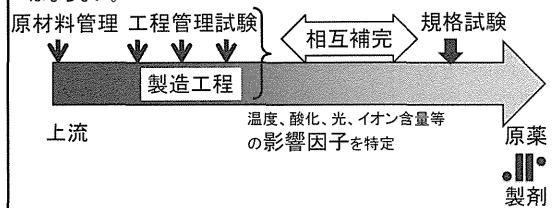
**製品の特性解析**

**平成24年度報告**

11 その他の試験等 上記1~10以外の項目についての試験等が必要な場合、試験方法及び規格を設定し、実施すること。また、試験検査の一部あるいはすべてを外部委託する場合においては、業者等と委託範囲や方法及び手順等について予め取り決めておくこと。	細胞免疫療法 細胞培養ガイドライン
第4章 細胞・組織加工医薬品等の非臨床安全性試験 ・抗体細胞を利用した場合には、適切な動物モデル等を利用して、腫瘍形成及びがん化の可能性について考察し、明らかにすること(開拓)。 ・製造工程で外来遺伝子の導入が行われている場合には、遺伝子治療用医薬品指針に定めるところに準じて試験を行うこと。特に、ワイルスベクターを使用した場合には増殖性ウイルスがどの程度存在するかを検査するとともに、検査方法が適切であることを明らかにすること。 また、導入遺伝子及びその産物の性状について調査、安全性について明らかにすること。細胞については、増殖性の変化、腫瘍形成及びがん化の可能性について考察し、明らかにすること(同種)。	11 その他の試験等 上記1~10以外の項目についての試験等が必要な場合、試験方法及び規格を設定し、実施すること。また、試験検査の一部あるいはすべてを外部委託する場合においては、業者等と委託範囲や方法及び手順等について予め取り決めておくこと。

### 製品の品質管理を行う工程 (従来の手法／より進んだ手法)

管理戦略には最終原薬の試験の代わりに、原薬CQAが適切な限界、範囲、又は分布内であることを工程内で決定することを含むことができる。最終原薬の試験以外のどのような手法でも、少なくとも原薬の試験と同等の原薬の品質の保証のレベルを保つべきである。原薬の品質に影響を及ぼす可能性のある下流工程の要因を特定しなければならない。



### 今後の方針

細胞免疫療法細胞培養ガイドラインの精査

平成25年2月7日 班会議紹介  
医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス総合研究事業  
医薬品の品質、有効性及び安全性確保のための規制の国際調和の推進に  
係わる研究(H24-医薬-指定-026)

## 小児治験ガイドライン についての研究

国立成育医療研究センター  
研究所 社会・臨床研究センター  
開発企画部 臨床試験推進室  
**中村 秀文**

1

### 小児治験ガイドライン検討の 現状および今後

- 厚生労働科学研究費補助金 医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス総合研究事業「小児医薬品の早期実用化に資するレギュラトリーサイエンス研究」研究班が発足(H25-医薬-指定-013)
- ICH E-11の見直し(?)については検討課題となっていっている。  
- 本研究班での分担については継続させていただくことになった。
- 来年度からは、臨床と基礎の両面からやる方針  
- 幼弱動物安全性評価の専門家がサブリーダー

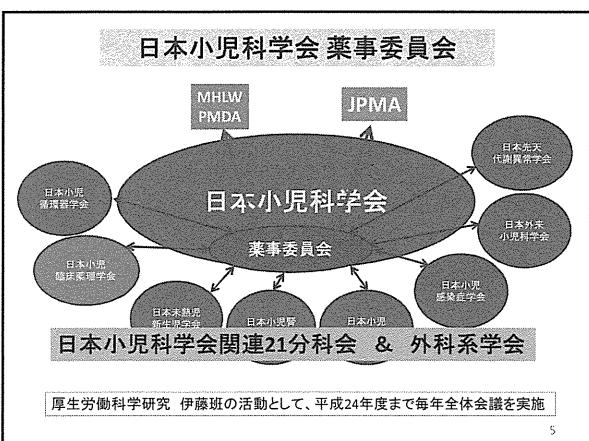
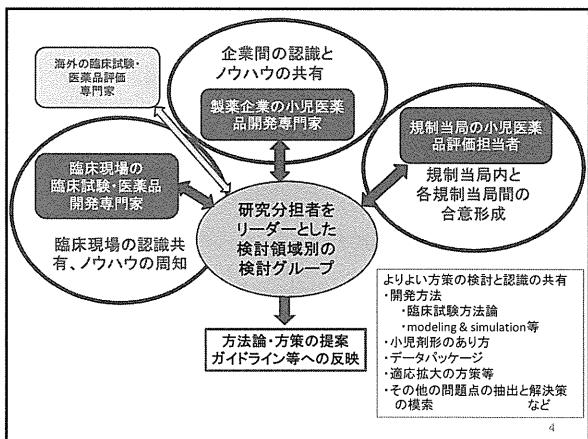
2

厚生労働科学研究費補助金 医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス総合研究事業  
「小児医薬品の早期実用化に資する  
レギュラトリーサイエンス研究」  
(H25-医薬-指定-013)

- 実施可能性のある開発方法論の検討、専門学会との意見調整(滋賀医大 中川、横浜市大 森)
- 小児剤形・用量等の検討(成育医療 石川)
- 薬理学的手法の小児臨床試験への応用(京都大 矢野)
- 小児におけるバイオ医薬品等の開発(横浜市大 森)
- 特に新生児における治験・適応拡大(大阪府立 平野)
- 小児医薬品開発における倫理的配慮(循環器 松井)
- 製薬企業・規制当局としての開発推進の方策の検討(製薬協 尾崎、秋山)
- 関連学会連携(滋賀医大 中川、横浜市大 森)

平成25年度は分担チーム編成、  
国内外の現状把握と課題の抽出

3



### 作業の流れのイメージ

- チームごとに作業メンバーと作業目標を決定
- 作業分担のイメージ
  - ✓ 研究代表者  
取り纏め。必要に応じてチームの作業支援、調整と方針の決定
  - ✓ 研究分担者=チームリーダー  
作業取り纏めと報告書作成
  - ✓ チームメンバー  
専門領域の資料・情報の提供、リーダーと相談の上で分担作業、資料作成など

6



## How do Japanese children take their medicines?

What are pharmacists and paediatricians doing about it?

Plenary Lecture at EuPFI in Balcerona

September 19, 2013

- 日本では粉で飲ませることが多い
- 分包機の使用が一般的
- 日本における剤形変更の現状、問題点
- 臨床現場や企業の改善の取り組み
- 小児剤形開発促進への取り組み 等

13

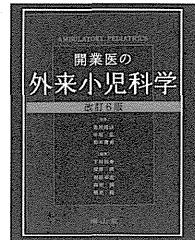
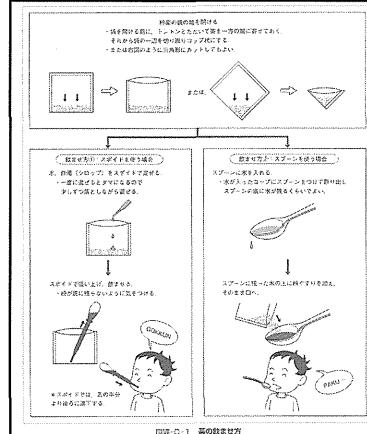
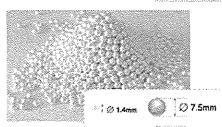
## A spoonful of sugar makes medicines go down ♪♪

- |                   |  |
|-------------------|--|
| • Chocolate Cream | • Clarithromycin,<br>azithromycin, etc   |
| • Jam             | – Bitter with orange<br>juice and yogurt |
| • Condensed Milk  | • Erythromycin                           |
| • Ice Cream       | – Unstable with acidic<br>fluid/food     |
| • Jelly           | • Theophylline                           |
| • Cocoa           | – Drug interaction with<br>caffeine      |
| • Maple Syrup     | • „“                                     |
| • Peanut Butter   |  |
| • „“              |  |

Examples from available Japanese textbooks

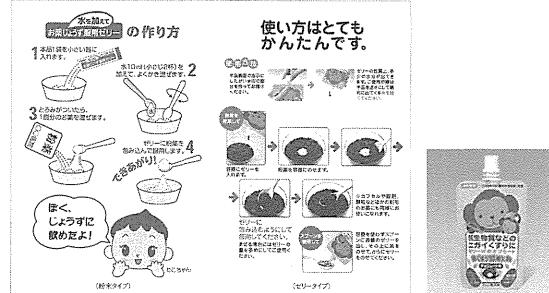
## Traditional Japanese medicine

- ✓ Old traditional herbal recipe.
- ✓ Commercially available to public in as early as early 17<sup>th</sup> century
- ✓ Paediatric indication in 1916 
- ✓ Still sold commonly in the market



How to give medicine to small children  
Ambulatory Pediatrics, 6<sup>th</sup> Ed.

## Jelly to make medicines go down,,



Available at drug stores  
Flavours: chocolate, strawberry, grape, peach, lemon, apple, vanilla, melon  
Cost: approx. 300 yen (approx. 2 Euro) / 100 ml

In general, the dosage forms of medicines that are likely to prove most 'suitable' particularly for developing countries are flexible solid dosage forms, such as tablets that are oro-dispersible and/or that can be used for preparation of oral liquids (for example suspension or solution).

Agenda Item:  
17<sup>th</sup> Meeting, Expert Committee on Selection and Use of Essential Medicines.

Report of the Informal Expert Meeting on Dosage Forms of Medicines for Children  
WHO Headquarters, Geneva, Switzerland  
15-16 December 2008

This publication contains the Report of the Informal Expert Meeting on Dosage Forms of Medicines for Children and does not necessarily represent the decisions or opinions of the World Health Organization.

## 小児医薬品開発における倫理的配慮

国立循環器病研究センター

昭和大学

国立精神・神経精神医療研究センター

松井健志

田代志門

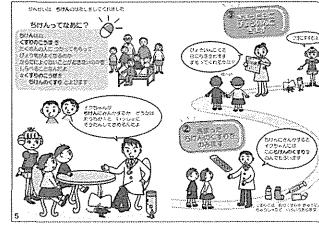
伊吹友秀

1. これまでに策定された小児臨床試験・研究関連の倫理規制についてのオーバービュー
2. 1. を踏まえて、広く共通する倫理規制並びに各規制間に見出される相違点を整理
3. 成人とは異なる小児特有の倫理的課題及び対応策を検討
4. 国内の各種倫理指針において言及された、小児対象試験・研究に関わる倫理的事項(特にアセント)について整理し、2. 及び3. 得られる結果との比較検討を行う。

19

## 学童期の小児を対象とした治験説明の評価 ～インフォームド・アセント時使用パンフレットを使用して～

- 「小児を対象とした治験があることを知っている」と回答した方は16.1%にとどまった(永繩他、2009年)
- 治験実施計画書の内容を記載したアセント文書とともに、説明補助ツールであるパンフレットを併用して説明



2010年よりパンフレットの改訂に取り組んだ。

- ① 主要な対象を学童期と想定し、使用的する漢字を制限する。
- ② 親しみやすいオリジナルキャラクターを活用する。
- ③ 治験を現実的かつ主体的にうなづかれるようにする。
- ④ 読み聞かせできるスタイルにする、等の配慮を行った。

20

## 学童期の小児を対象とした治験説明の評価 ～インフォームド・アセント時使用パンフレットを使用して～

### 責任研究者

野村智実：看護部・治験推進室CRC

### 分担研究者

中村秀文：治験推進室 室長

佐古まゆみ：治験推進室 医師

宮前由里恵：治験推進室CRC

### 研究協力者

渡部静：看護部・治験推進室CRC

高橋仁美：看護部・治験推進室CRC

21

## 学童期の小児を対象とした治験説明の評価 ～インフォームド・アセント時使用パンフレット～

新パンフレットは、2012年2月より使用を開始

### <方法>

- 学童期後期にパンフレットを用いて治験説明を受けた慢性疾患有する小児とその保護者を対象に、質問紙法と半構成的面接法による面接を併用して調査を行い、治験説明について評価する

### <方法と対象>

- 面接時は質問紙の回答を見ながら、回答の理由や回答から発展した内容を中心に面接を行う。
- 当初は、学童期にパンフレットを用いて治験説明を受け、かつ治験に参加した小児が4名いるため、小児とその保護者の計8名、さらに今後説明を受け、参加した小児と保護者にも実施

### <進捗状況>

- 現在、8組について結果集計・解析中 年度内に取り纏め予定

22

## CRCによる研究

- 入院治験実施におけるCRCのサポート体制のあり方に関する検討～病棟看護師に対する意識調査 CRC 高橋仁美
- 臨床研究参加時の意思決定要因と満足度調査の研究 CRC 高橋仁美

23

## 第8回 小児CRCの会

日時：2013年9月16日（月）11:45～12:45

場所：東京ベイヒルトン 2階「金」

### 1. 臨床研究・先進医療の支援について

- ① 臨床研究中核病院について
- ② 各施設における臨床研究・先進医療の支援の現状について
3. 新人教育について(山崎：大阪府立母子保健総合医療センター)
4. アセント取得に際する検討事例について

台風にて中止

24

## 今後の活動

- ・海外ガイドラインの内容、海外における取組状況の把握の継続
- ・小児剤形についての企業等との意見交換・連携体制強化
- ・ICH E-11については今後の動向を踏まえて、対応を決定  
　－ ICH E-11準拠が臨床試験で求められ始めていることを踏まえての検討も必要
- ・「小児医薬品の早期実用化に資するレギュラトリーサイエンス研究」研究班の活動内容を踏まえた国内リフレクションペーパー作成とICH E-11への適宜反映
- ・小児CRCとの情報交換・意見交換（現場の声の吸い上げ）
- ・非臨床チームとの連携

25

医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス総合研究事業  
国際的整合性を目指す医薬品等の品質、有効性及び安全性に関する研究  
平成25年度研究班総会

## 医薬品規制情報の 国際規格化に関する研究

2014年2月5日

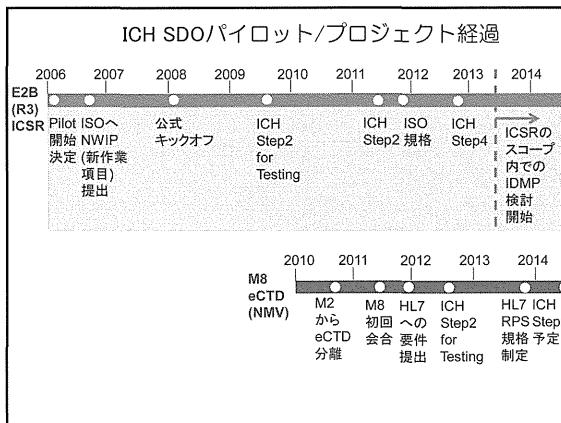
研究分担者 川崎医療福祉大学 岡田美保子  
研究協力者 医薬品医療機器総合機構 矢花 直幸  
医薬品医療機器総合機構 渡邊 卓  
医薬品医療機器総合機構 竹田 寛  
フレゼニウスカービジャパン株式会社 庄本 幸司

### 医薬品規制情報の国際規格化 - 目次

- ICH SDO/パイロット/プロジェクト
  - ◆ ICH E2B (R3) (ICSR)
  - ◆ ICH M5 (IDMP)
  - ◆ ICH M8 eCTD (RPS)
- SDOプロジェクト支援文書(Information Repository)
  - ◆ SDOプロセスとSDOプロジェクト支援
  - ◆ SDO/パイロット/プロジェクトの事後評価
  - ◆ SDOモニタリング
- 電子文書フォーマット
  - ◆ PDF/AとDOCX
  - ◆ XML
- まとめ

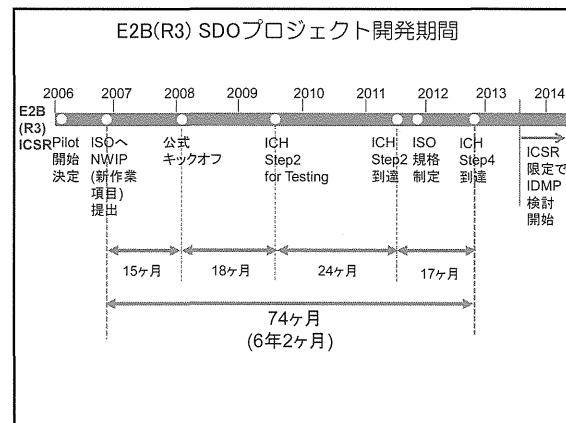
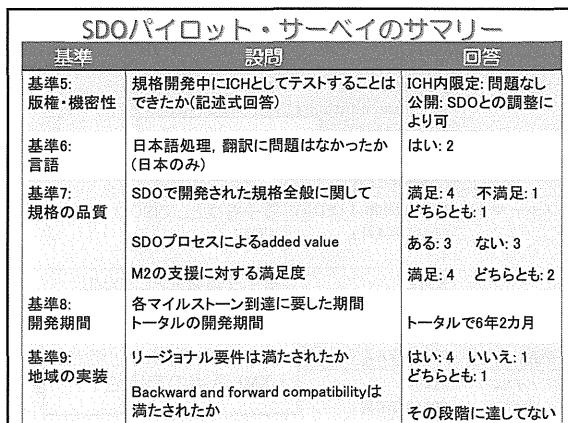
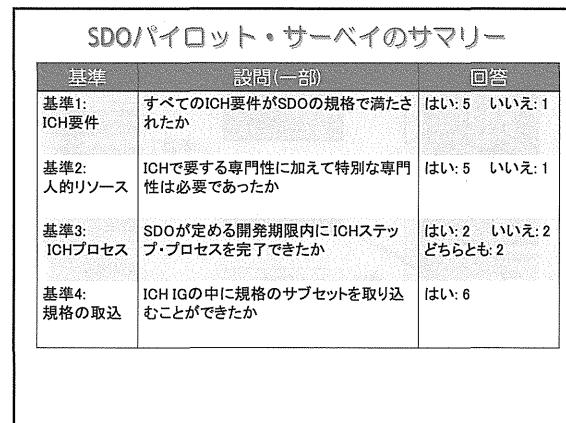
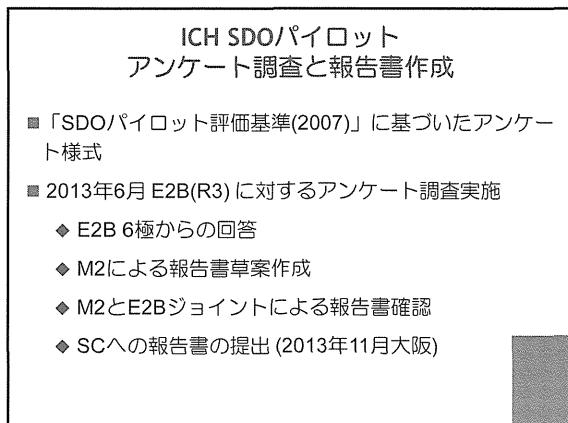
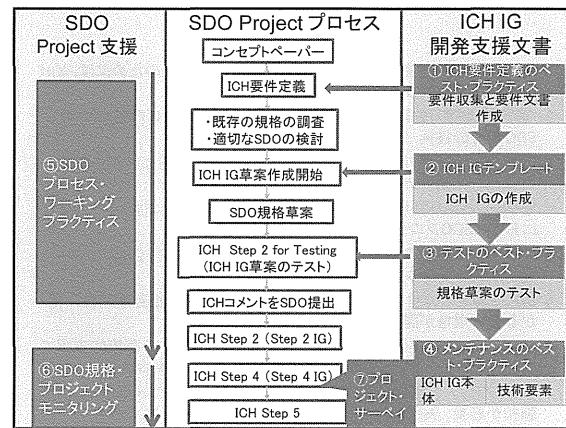
## ICH SDO プロジェクト

	E2B(R3) : ICSR 医薬品個別症例 安全性報告	M5: IDMP 医薬品辞書のため のデータ項目 及び基準	M8: eCTD (電子的CTD)
SDOへの 提出	2006/パイロット決定 HL7からICSR規格 草案をISOに提出	2006/パイロット決定 ISOに新規作業項目 提出	HL7で開発中の (RPS: Regulated Product Submission) に対しICH要件を提 出
ISO規格	国際規格IS発行 (2011年11月)	国際規格IS発行 (2012年11月)	提出を検討中
ICH 実装 ガイド (ICH IG)	ICH IG Step 2 到達 (2011年6月) ICH IG Step 4 到達 (2012年11月)	2013年6月ICH M5の 解散 ICSRにスコープを限 定しE2Bで検討開始	ICH IG Step 2草案 の開発中



## ICH M2 Information Repository

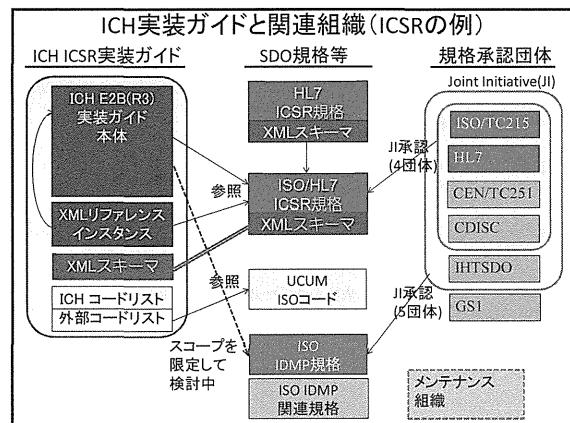
ICH SDOプロジェクトの経験に基づいた  
一連のプロジェクト支援文書



## 要 約

- SDOへの直接的参加: ICH要件に適う国際規格開発のためには、ICHからSDO活動への直接参加が必要
- 専門的知識・技術: SDOプロジェクトにはICH本来の専門性以外のSDO固有の技術・知識が必要
- 時間・労力・人的リソース: ICH要件に適う規格にするには相当の労力・時間・人的リソースが必要
- 各リージョンの関与: リージョンの業務要件を満たすには各リージョンにおけるSDOプロセスの理解と専門性が必要
- ICH IGへの規格の取込み: 規格の一部をICH IGに取り込むことは可能。国際規格自体の品質は満足できる。
- SDOプロセスの付加価値: 臨床研究、薬事、医療の相互運用性に繋がる国際規格が開発される。
- M2の役割の明確化: M2の役割と機能はICH IG開発の直接的支援でない、M2がどう支援し得るか、より明確化していく必要がある。
- 各リージョンでの実装: BFC(Backward and Forward Compatibility)の調和が必要。実装に至ってないため今後検討する必要がある。

## SDOモニタリング



## SDOモニタリング活動

### 目的

- ICH IGに関わる国際規格・標準コード全体の把握
- ICH IGが参照するSDO規格の改訂動向の把握、当該EWG/IWGへの報告
- 複数ICH IGにおける技術仕様の基礎となる規格・標準の整合性維持
- ICHに対する影響の可能性があるSDO規格開発の動向把握と時宜を得た報告

対象項目ごとにモニタの割当を行い、実施中

## 電子文書のフォーマット

### PDFとXML

## ESTRI Recommendations (2011)

カテゴリ	レコメンデーション	概要
一般	Procedure for Recommendations (Recommendationを行う手続き (2005年11月))	M2からSteering CommitteeにRecommendationを行う手続き
フォーマット	ESTRI Gateway (2005年11月)	• PDF/Aは? RI Gateway
ISO 32000-1 (PDF) (2011年4月)	電子書式としてISO 32000-1 (PDF1.7)	直
XML (2005年11月)	電子交換書式としてXML	間接
EDIINT AS1/AS2 (2010年6月)	• DOCXの採用の可能性?	興味
MD5 (2010年6月)	• XML活用の方向性?	主

### 文書フォーマットの要件定義

- 製品版のツールを持うことなくファイル内容を読める、作成できる
- フォント、サイズ、色、ページ向き等を設定して表示、印刷ができる
- 構造化データに対応できる
- ファイル間のナビゲーションができる
- メタデータ(著者、タイトル、バージョン等)管理の機能がある
- 文書の部分を識別してデータベースに自動抽出できる
- 表、写真、グラフの埋め込みができる
- プレーンあるいは書式付きテキストを再書式化せずにコピー/ペーストできる
- コメント、注釈機能がある
- (文字サイズ、マージンを変えず)別の頁サイズ・レイアウトで表示・印刷できる
- (埋め込みやファイルリンクにより)複数の文字セットを用いることができる
- UTF-8 を使うことができる
- 特別なツールを用いなくとも文字埋め込みができる
- Redactionに対応する機能がある
- 国の法に基づいたアーカイブができる
- フルテキストサーチができる

### PDF/A-1 (ISO 19005-1:2005)

- PDF 1.4に基づいた長期保存のための規格
- 見た目に重点、必須要件として
  - ◆ デバイス非依存: ハード・ソフトに関わりなく再現可能
  - ◆ 表示・印刷に必要なフォントなどの要素をすべて内蔵
  - ◆ ファイル情報(メタデータ)を標準形式で内蔵
- 含めることのできない要素を規程
  - 暗号化、埋め込みファイル、マルチメディア、JavaScript、外部コンテンツ参照、LZW 圧縮等(電子署名は可)
- 欧米に比べて日本では、あまり普及していない

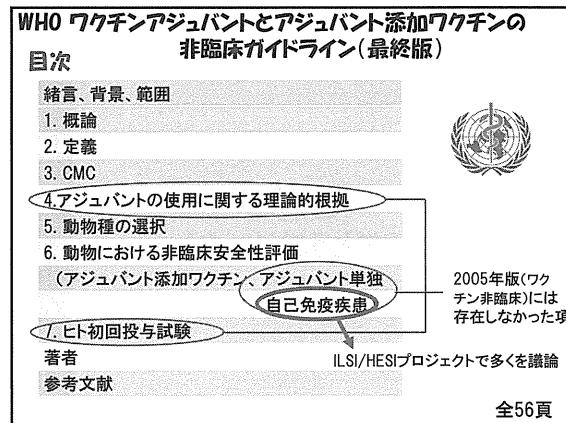
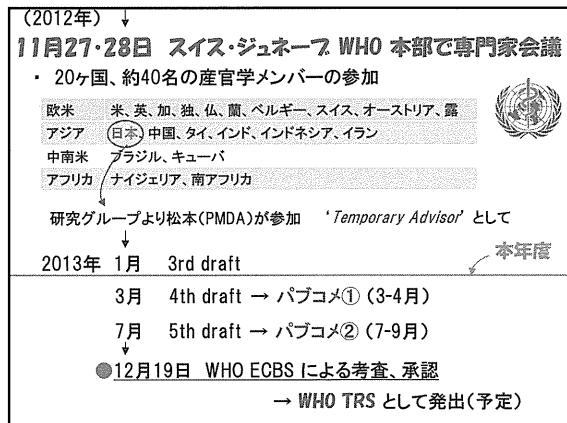
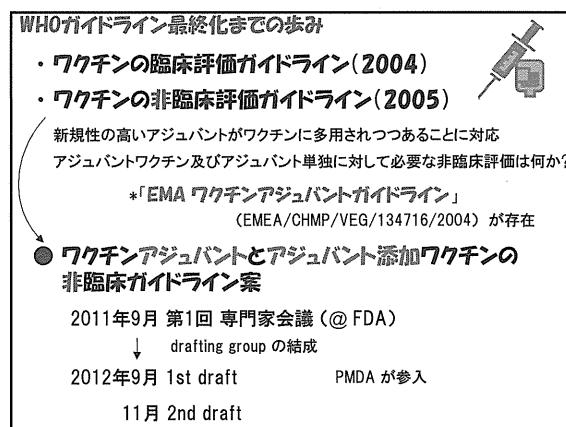
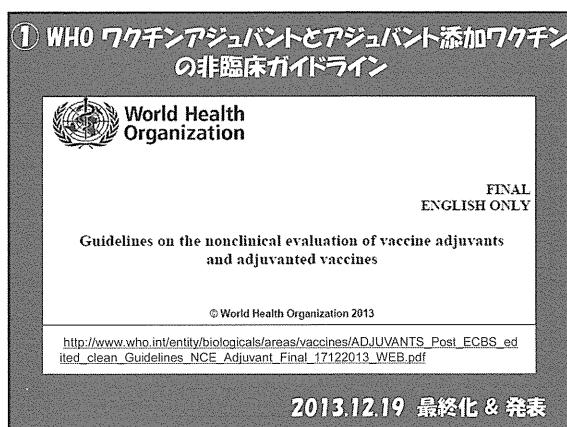
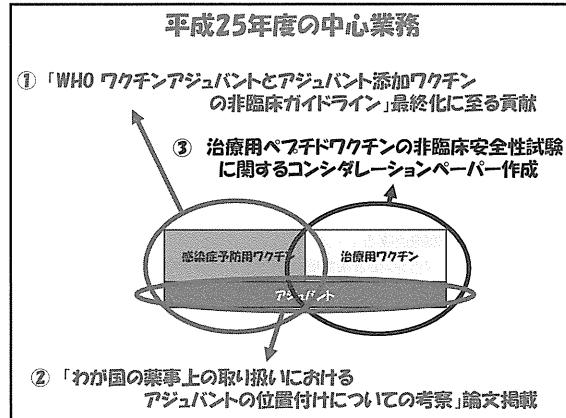
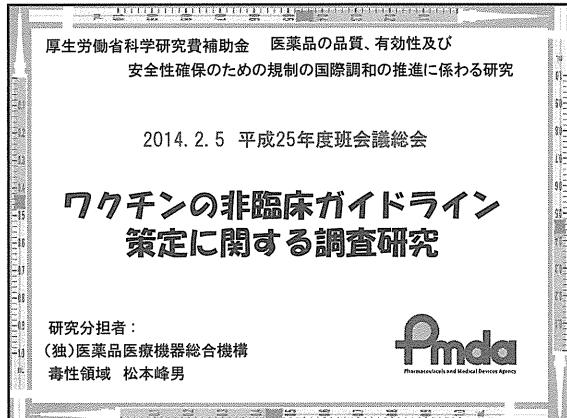
### 要件定義に照らし合わせた検討

- PDF/A, DOCXいずれも完全には要件を満たさないが、技術的には規制情報の交換に利用可能と考えられた
- PDF/A:  
各リージョンでの適用について確認の上、現行のESTRI recommendationの改訂、もしくは新たなrecommendationを作成
- DOCX:  
各リージョンで業務上での活用可能性を検討。結果に応じてESTRI recommendationを検討

### 医薬品情報国際規格開発 -まとめ

- SDOプロジェクトのサーベイ
  - アンケート結果から、継続中あるいは新たなプロジェクトに対し具体的にlessons learnedを提示することが可能となった。
- SDOモニタリング
  - 範囲を広げすぎず、重要事案の確実な把握に留意する
  - モニタリングの継続性を支える仕組みを検討する必要あり
- SDOプロジェクト支援のあり方
  - 支援文書の共有化のみならず、SDOプロセスをどう支援できるか組織的枠組みも含め検討の必要がある
- 電子文書の書式
  - PDF/A, DOCX: 国内での採用可能性につき検討
  - XML: 構造化の有用性は明らかであるが、ICH電子標準として、どのような情報のXML化が適切か、さらなる分析が必要
- Redaction
  - 日、米、欧、各種におけるユースケースを収集して要件、課題を明らかにした上で取り組みの方針を決定すべきと考えられる

ご清聴  
ありがとうございました



**WHO ガイドライン策定で争点となった事項**

**範囲**

「本ガイドラインは、もともと感染性疾患への適応に対する予防及び治療のアジュバント添加ワクチンに向けたものである」  
→ HBV、帯状疱疹、狂犬病に対する治療を想定

「但し、原則のいくつかは、他の適応(例、がん)に対するアジュバント添加治療ワクチンの非臨床及び初期臨床試験にも当てはまるかも知れない!」

「がん・アレルギー等の非感染症に対する治療用ワクチンには適用すべきでない」という研究グループ見解を反映した2nd draftまでの文言は修正された(既存ガイドラインよりも若干範囲を広くとった形)。

Q. では、逆にWHOガイドラインにおいてがん・アレルギー等に対する治療用ワクチンに適用できない部分はどこか?

→③で後述!

**6. 非臨床安全性評価**

**アジュバント添加ワクチンの反復投与毒性試験における投与回数**

2005年のWHOガイドライン(ワクチン非臨床)  
日本のガイドライン

① 毒性プロファイルは臨床で想定される以上の過酷な条件により把握する必要があるため。  
② 開発過程もしくは承認後にワクチンの投与回数が増やされる場合があるため。

・ガイドライン文言  
「反復投与毒性試験での投与回数は、予定臨床投与回数と等しいかまたはそれ以上にならなければならない。しかし多くの場合、臨床試験の追加の用量を含める可能性を見越して、臨床試験で計画したよりも投与多く含むようデザインされている」  
→ 研究グループの主張が受け入れられ、日本のガイドラインの内容に近づいた記載となった。

**6. 非臨床安全性試験**

**アジュバントワクチンの局所累積刺激性評価**

ワクチンが臨床で同一部位に投与された場合の局所の安全性

1970年台の大腿四頭筋拘縮症等の教訓から、機構では独自に非臨床におけるワクチンの局所累積刺激性評価を求めてきた

→ 2nd draftまでは研究グループの主張を踏まえた、局所累積刺激性評価についての記載が、ガイドライン案としては世界で初めて盛り込まれていた。

「反復投与毒性試験においては同一もしくは十分に近い部位に対する複数回投与を行い、局所累積刺激性(cumulative local toxicity)を評価することが望ましい。」

→しかし… 最終形では記載は削除！

**アジュバント添加ワクチンの局所累積刺激性評価**

**記載削除の要因となったと考えられる事項**  
(2013年、松本とWHOとの議論内容に基づく判断)

- ① 海外ではワクチンの複数回接種に伴う大腿四頭筋拘縮症に相当する問題が起きていない。
- ② 局所累積刺激性は臨床でコントロール可能と考えられる。
- ③ 動物福祉の観点からの考慮も必要。

**6. 非臨床安全性評価**

**アジュバント添加ワクチンの生殖発生毒性試験の投与時期**

ワクチンの生殖発生毒性試験は「単一試験計画法」により実施される例が多い。

交配前投与の要素

2005年のWHOガイドライン(ワクチン非臨床)…「必要な場合が多い」  
→今回…「必要かも知れないが、アジュバントに起因する生殖発生毒性の観点からはむしろ妊娠1日(交尾確認日:妊娠0日)からの投与(印)を推奨」

理由) ワクチンによる生殖発生毒性を考えた場合、ワクチン抗体の作用よりも、むしろアジュバントが母動物に引き起こす全身影響(例、発熱)に伴う二次的作用(着床や胎盤発育に対する影響)に注目して評価を行うことが妥当と考えられるため。

**6. 非臨床安全性試験**

**アジュバント単独の毒性評価**

従来のガイドラインとの違い① 評価のあり方

2005年のWHOガイドライン(ワクチン非臨床)  
…「新規アジュバントについて毒性データが存在しない場合には、アジュバントのみの毒性試験を最初に実施する。」

●今回…「新規アジュバント単独の毒性評価は重要となる可能性があるが、アジュバント添加ワクチンの毒性試験の中にアジュバント単独の1群を設けることで対処可能。」

要因)  
・新規アジュバントの安全性は、それを含むワクチン製剤の中でとらえることが最重要であるという考え方。  
・動物試験に関する3R

## 6. 非臨床安全性試験

### アジュバント単独の毒性評価

従来のガイドラインとの違い②

(一般毒性試験、生殖発生毒性試験における) 動物種数

ワクチンの毒性試験に必要な動物種は 1 種  
(=ワクチンに対して免疫反応を示す動物)

新規アジュバント単独での毒性評価に必要な動物種数は…

2005年のWHOガイドライン(ワクチン非臨床)、  
EMAのアジュバントガイドライン(2004年)

→化成品と同様の基準 = 2 種(げた歯類・非げた歯類)

● 今回… ワクチンと同様に動物種 1 種で十分と解釈可能。

「アジュバントは TLR 等の標的に十分特異的にデザインされたものが多い」



## 6. 非臨床安全性試験 -「更に考慮しなければならないこと」

### アジュバントと自己免疫疾患

- 「現時点において、アジュバントにより自己免疫疾患が誘発されるという有力な臨床的な証拠は存在しない」
- 「現時点で、本件に関する確固とした動物モデルは存在しない  
→推奨できる特別な非臨床試験は存在しない」
- 「自己免疫疾患は複雑かつ多要因が絡む現象であり、追加のバイオマーカーを同定するさらなる研究が必要である」

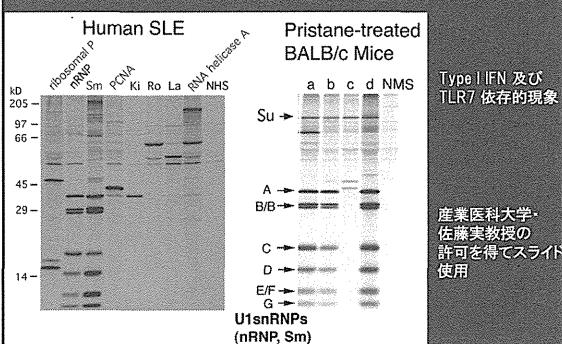
### ILSI / HESI 「アジュバントと自己免疫」プロジェクト

The International Life Sciences Institute (国際生命科学研究機構) /  
The Health and Environmental Sciences Institute (健康環境科学研究所)



ワークショップ開催 (2012年10月18・19日@オランダ・アムステルダム)  
…現在 meeting report の掲載準備中

## 正常マウスにプリスタン(pristane)を単回投与すると、ヒトSLEと同様の種類の自己抗体の産生が起こる



## ヒト及び動物に対するワクチン接種では何が異なるか?

### 1. 投与量

サケ … 魚 (40 g)への0.1mL ワクチン投与  
=ヒト (60 kg)への150 mL のワクチン接種に相当  
マウスモデル … マウス (20-25g)への0.5 mL ワクチン(oil)投与  
=ヒト (80 kg)への1.5-2 L のワクチン投与に相当

### 2. 投与経路

腹腔内投与 (動物モデル) vs. 筋肉内投与・皮下投与 (ヒト)

### 3. アジュバント

サケ … ミネラルオイル  
ヒト … アルミニウム塩、MF59(スクアレン)等

### 4. ワクチン当たりの病原体の構成要素数

4-6 細菌またはウイルス (サケ) vs. 1-3 (ヒト)

産業医科大学・佐藤実教授の許可を得てスライド使用

## ②「わが国の薬事上の取り扱いにおけるアジュバントの位置付けについての考察」論文掲載

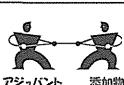
レギュラトリーサイエンス学会誌 (vol.3, no.3, p.175-180, 2013)  
「オピニオン」

わが国ではアジュバントアジュバントは添加物として位置づけられているが、添加物としてのアジュバントの位置付けと免疫補助剤としてのアジュバントの実体との間の乖離が大きくなり、現在、規制を行う上で様々な問題が生じつつある。

例)

- ・添加物の定義からの逸脱
- ・申請資料上の記載に関する問題
- ・GMP準拠の必要性
- ・添加物としての位置づけでは安全性評価が不十分となる問題
- ・アジュバントの毒性評価を行うべきタイミング
- ・添加物としての位置づけで、過剰な評価が求められる項目

→わが国でも、欧米同様にアジュバント独自の位置付けを確立すべき!



## ③ 治療用ペプチドワクチンのための非臨床安全性試験に関するコンシダレーションペーパー

はじめに -

### A. 治療用ペプチドワクチンの非臨床安全性評価 及び適切動物種選択の考え方

### B. 動物種・モデル選択

### C. 非臨床安全性試験デザインその他

### D. アジュバントの毒性評価

おわりに -

### 注釈(注1-7)

### 参考文献



→現在、英文誌に論文投稿中。題名 'Considerations for non-clinical safety studies of therapeutic peptide vaccines'

